

## 令和8年度 児童福祉施設等整備方針

【子ども政策企画課】

### 1 基本方針

- (1) 児童福祉施設等の整備に当たっては、「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」の趣旨を踏まえ、安心して子どもを産み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを計画的に推進するための整備を進める。
- (2) 児童館、児童センターの整備については、こどもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場としての役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた市町村が策定する整備計画のみを対象とし、計画的な整備を推進する。

また、中・高校生等の受入れを積極的に推進する観点から、年長児童対応の設備の整備を図る。
- (3) 放課後児童の健全育成を図る放課後児童クラブの整備については、放課後児童対策パッケージに基づき、児童館・児童センターに附設する場合のほか、小学校内（校庭等）における単独設置による整備も推進する。
- (4) 病児保育施設の整備については、本事業のための専用施設のほか、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースの整備も推進する。
- (5) 乳児院及び児童養護施設の整備については、『「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について』（厚生労働省子ども家庭局長通知）の趣旨を踏まえ、「社会的養育推進計画」に基づき、小規模かつ地域分散化等に向けた整備を推進し、施設で生活する児童ができるかぎり良好な家庭的環境で生活できるよう整備等を推進する。

また、乳児院においては、火災発生時に入所児が自力で避難することは困難であることから、安全確保のためスプリンクラーの整備を図る。
- (6) 母子生活支援施設の整備については、保育機能の充実を図り、地域で生活する母子家庭等の児童を受け入れることにより、その自立を支援するための「母子家庭等子育て支援室」の整備を推進する。
- (7) 障害児施設等の整備については、「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」に基づく、「地域間格差の縮小」、「障がい児支援体制の基盤整備」等を基本的な考え方として、計

画的に整備を進めるものとする。具体的には、児童発達支援センターや障害児入所施設など、発達障害を含む障がい児支援の充実を図る整備を対象とする。

(8) その他の施設の整備については、入所者等の安全性と快適な居住空間を備えるための老朽施設の改築及び大規模修繕などの整備を推進する。

## 2 共通事項（障害児施設等を除く）

(1) 工事が複数年にわたる整備で、過年度において採択されており、本年度も工事が継続するものについては、最優先に採択するものであること。

(2) 設置予定地域の実態等を踏まえ、当該地域において整備を進める必要性などについて十分精査されたものであること。

(3) 法人の設立を伴うものについては、施設整備の必要性とは独立して、健全で安定した法人運営を確保する観点から、社会福祉法人にあっては、理事、監事、評議員、施設長など役員等の構成が適正であるとともに、施設設置者又は経営者にあっては児童福祉施設の運営に十分な理解を有し、意欲と能力を備えているものと十分認められるものであること。

(4) 既設法人については、当該法人の従前の監査結果、それに対する改善措置状況を確認するなど、当該施設を設置する適格性について、新設法人と同様に厳格な審査を行うこと。

(5) 事業計画については、施設整備及び運営資金の確実な確保とともに、施設整備後においても健全かつ安定した事業運営が行われるものと十分認められるものであること。

(6) 施設建設用地については、その用地に係る権利関係及びその取得原因の挙証資料等により十分に確認できることのほか、農地法等の各種開発規制に該当しないものであること。

(7) 既存施設については、施設の耐震化を促進する等、利用者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備を行うものであること。

(8) 整備計画については、木材利用の積極的な活用を図るものであること。

(9) 協議は国庫補助金と民間補助金が重複しないものであること。

(10) 設置地域における地元住民等との調整が整っているものと認められ、市町村長の意見書が添付されていること。

- (11) 社会福祉法人からの申請等については、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費が過大に算定されていないか等、厳密な審査を行うこと。
- (12) 老朽民間社会福祉施設整備については、地域防災計画等に基づく緊急的な整備を要するもののみとすること。
- (13) 非常用自家発電設備及び給水設備については、地震時に転倒することなどがなく耐震性を確保し、その必要性及び耐震性が確保されていることがわかる資料を整備しておくこと。

### 3 個別事項（障害児施設等を除く）

#### (1) 児童館・児童センター

限られた財源の効率的かつ有効な活用や、地域における児童館等の役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

ア 未設置市町村における創設整備であること。

イ 既存施設がおおむね築40年程度経過している場合の改築・修繕整備であること。

ウ 他の社会福祉施設等との合築等の複合的整備であること。

エ 地すべり防止危険箇所等の危険区域に所在する施設の移転改築整備であること。

オ 開設日及び開館時間帯が、乳幼児、年長児童等を含む利用者の需要に応じ、適切かつ柔軟に設定されている施設であること。

カ 地域の子育て支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て家庭支援体制の充実を図るための整備であること。

キ 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、中・高校生等の活動のための創作活動室（パソコン室、音楽スタジオ、調理室など）の設置を図るための整備であること。

ク 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織による活動を積極的に実施するための整備であること。

ケ 世代間の交流に資するためのスペースの確保を図るための整備であること。

#### (2) 放課後児童クラブ（単独設置分）

限られた財源の効率的かつ有効な活用や、近年の放課後児童クラブの役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

ア 放課後児童クラブ未設置市町村における創設のための整備であること。

イ 放課後児童クラブの利用に係る待機児童が既に発生している又は当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性がある市町村における整備であること。

ウ 放課後子供教室との「校内交流型」として行う放課後児童クラブの創設等のための整備であること。

エ 学校敷地外で放課後児童クラブを利用することと地域のこどもが共に過ごし交流する場を一体的に整備する事業

オ 1支援単位当たりの登録児童数が71人以上のクラブにおいて、その規模を改善するために行う整備であるもの。

カ 既存クラブの受入枠の拡大に繋がる整備であること。

キ 既存クラブの耐震化に対応するための整備であること。

ク アスベスト処理工事及びその後の復旧等に関連する改修工事であること。

ケ 他の社会福祉施設等（児童厚生施設を除く。）との合築等の複合的整備であること。

コ 木材利用の積極的活用を図る整備であること。

サ 学校の長期休暇等や開設時間を考慮して、適切な開所が設定される整備であること。

シ 近隣の児童館等との連携を図るなど、地域との連携を図る整備であること。

なお、1支援単位当たりの登録児童数が整備後も71人以上となるクラブについては、協議の対象外とする。

ス 安全性に問題があるブロック塀に係る改修等（撤去を除く）整備であること。

### (3) 病児保育施設

限られた財源の効率的かつ有効な活用や、子育て世帯のニーズが高い病児保育施設の普及拡大を図る必要がある観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

ア 病児保育施設未設置市町村における創設のための整備

イ 既存病児保育施設の受け入れ枠の拡大につながる整備

### (4) 児童養護施設

ア 児童養護施設の整備については、「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の設備基準により行われているところであるが、これを遵守することのみならず、入所している子どもの居住環境に十分配慮した施設整備を行うこと。

イ 広域利用施設であるため、入所定員の設定にあたっては、保護を要する子どもの状況、近隣の児童養護施設の定員や、里親の状況等を十分勘案し、適正な規模となっていること。

ウ 入所している子どもの居室については、「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」等で一室の定員及び1人あたりの面積が定められているが、創設や増改築にあたっては、中・高校等の思春期の子どもや他の入所している子どものプライバシー等に十分配慮し、個室等の必要なスペースの確保を行うこと。

エ 児童養護施設のケア形態の小規模化を推進するための「地域小規模児童養護施設」や「分園型小規模グループケア」の整備のほか、「心理療法室」、「親子生活訓練室」、「乳児を受け入れるためのほふく室」、「地域交流スペース」の整備などにより、入所児童等に対するケア体制の充実を図るための整備計画であること。

なお、当該施設等の整備にあたっては次の事項に留意すること。

#### (ア) 地域小規模児童養護施設の整備

児童養護施設（以下「本体施設」とする。）を運営しているものを補助対象とすること。構造及び設備については、本体施設と同様、「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める設備を有していることとし、日常生活に支障がないよう必要な設備を有すること。

ただし、本体施設と一体的に運営することから、事務室、医務室、静養室、調理室は設けないことができること。

また、地域の中に小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立を促進するための施設であることから、地域における社会資源等の活用を勘案しつつ、今後の施設整備計画等を十分考慮し整備すること。

#### (イ) 小規模グループケアの実施体制の整備

児童養護施設において、虐待を受けるなど、心に深い傷を持つ子どものうち、他の入所している子どもへの影響が懸念される等手厚いケアを要する子ども等に対して小規模なグループケアを行う体制の整備については、増改築等の整備計画等を十分考慮し整備すること。

#### (ウ) 心理療法の実施体制の整備

虐待を受けた子どもに対する適切な処遇体制を確保するため、心理療法担当職

員や被虐待児個別対応職員の配置を行うとともに、「心理療法室」など必要な設備を整備すること。

(エ) 親子生活訓練室

児童養護施設においては、虐待を受けて入所している子どもに対して心のケアを行うとともに、保護者や子育て経験のない里親と子どもと一緒に暮らせるようにするためのステップとして、入所している子どもとの愛着関係の形成による健全な親子関係の再構築を推進するため、「親子生活訓練室」を整備すること。

(オ) 地域交流スペース

ケア形態を小規模化した児童養護施設においては、子どもや職員が集まり地域交流を図ることの出来るスペースの整備について考慮すること。

オ 施設の建設に際して、地域住民等との調整を十分に図り、かつ、入所している子どもが通学する場合は、地域住民のみならず、入所している子どもが通学することとなる学校のPTA等に対しても十分な理解が得られるよう事前の調整を行うこと。

(5) 乳児院及び児童心理治療施設

乳児院及び児童心理治療施設の整備について、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業（木造施設の改築として行う場合）を優先的に採択するものとする。

(6) 乳児院及び児童養護施設

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等を推進するため、『「施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた整備事業への支援を推進する。

#### 4 障害児施設等

(1) 障害児施設等の整備について、施設利用者の安全性確保のための緊急性が高い、次に掲げる事業については、優先的に採択を行う。

ア 施設の耐震化を図る整備。

イ 安全性に問題のあるブロック塀等の改修整備。

ウ 非常用自家発電設備の整備。

エ 水害対策強化に係る事業（土砂災害の危険区域等として指定されている区域に設置されている施設において行われる、危険区域外への移転改築、水害対策のために必

要な補強改修工事や設備の整備等)

オ スプリンクラー設備整備。

カ アスベスト処理及びその後の復旧等に関連する改修を図るもの。

キ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための多床室の個室化等改修整備。

(2) 上記以外の事業については、①積極的に地域生活移行、地域生活支援に資する整備であること、②充足率が低い圏域での整備に資すること、③障害福祉計画に基づき計画的に整備し、他のサービスと整合性が十分に確保されるものであること、④国庫協議の結果不採択となった整備計画であるもの、これらの要素を重点的に審査し、採択を行うこととする。

(3) 整備区分ごとの優先度は、新たなサービス量増加に寄与するもの等を優先し採択することを基本とする。

(4) 施設の老朽化に伴う改築整備については、老朽化に伴い、緊急に整備を要する理由のある施設であって、耐震化整備を除き、次のいずれかの事項に該当するものについて整備するものとする。

ア 木造施設 老朽度点数 4,500 点以下

イ 鉄筋コンクリート造等の施設 現存率 70%以下

(5) 耐震化整備については、次のものについて整備を進める。

ア 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建築された耐震基準を満たさない既存建築物の改築（一部改築を含む。）

イ 建築後の経過年数及び老朽度等により、現時点では、現行の耐震基準を満たさなくなったと認められる既存建築物の改築（一部改築を含む。）

ウ 耐震補強のために必要な改修工事や当該工事と併せて行う附帯設備の改造等の大規模修繕

(6) 大規模修繕に当たっては、補助整備後 10 年以上が経過した施設で、老朽化の状況、法人の修繕に向けた資金の状況、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（厚生労働省告示第 384 号）での建物の処分制限期間での残存年数などを確認し、必要性の高いものについて対象とする。

(7) 改築又は大規模修繕において、整備計画を複数年提出しており、かつ、上記（4）の老朽度を超えるものについては、整備に向けて十分に考慮する。

(8) 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備及び非常用

自家発電設備の整備については、入所施設、通所施設の順に整備するものとし、耐震性が確保されていることを確認すること。

なお、整備に当たっては、定員数を考慮する。

また、定員数が同数となった場合は、短期入所等を有するものを優先する。

#### (9) 整備の必要性

ア 上記(1)～(8)に沿った、適正な整備計画であること。

イ 障がい児の地域生活を支援する事業について、実情に応じ幅広く展開すること。

ウ 関係市町村の障害福祉計画に適切に位置付けられているとともに、当該地域において、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を有するものであること。

#### (10) 設置主体及び実施主体の適格性

ア 既設の法人については、直近の運営指導等において重大な指導事項が含まれていないこと。

イ 新設の社会福祉法人については、法人の設立認可審査において重大な改善指導事項が含まれていないこと。

ウ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

#### (11) 資金計画

ア 資金計画、償還計画に無理がなく、確実であること。

イ 寄附金は贈与契約を締結し、原則として連帯保証人が立てられていること。

#### (12) 建設用地

ア 抵当権等が設定されていないこと（独立行政法人福祉医療機構を除く）。

イ 開発規制等について、規制の解除が確実に見込めること。

ウ 整備区域内に都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（災害レッドゾーン）を含まないこと。

#### (13) 民間補助金

協議施設が民間補助金の申請と重複していないこと。

#### (14) 地元市町村等との調整

ア 近隣住民及び関係団体の理解と協力が得られるよう、相互の理解と交流に積極的に取り組んでいること。

イ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。

(15) 留意事項

施設整備を計画する際は、次の点に留意すること。

ア 整備計画の提出を受けても補助を確約するものではないこと、また、制度改正や国の予算状況等により国庫補助の対象とならないことがあるため、土地の先行取得など過大な先行負担を行わないこと。

イ 国庫補助対象となり得る計画であっても、民間補助事業の活用などについて、十分な検討を行うこと。

ウ 当該整備に当たって、複数の市町村が関係する場合には、市町村間の調整を十分に行うこと。

エ 事業予定者は障がい特性を的確に理解した上で、適切な支援方針を有しているとともに、地域生活支援に向けて積極的に取り組む意欲を有していること。

オ 内示後に問題事例が発覚することや課題を残したまま協議し、結果として調整不良のため協議を取り下げるといったこと等が生じないように、施設選定・法人審査を徹底すること。

カ 近年、協議書の提出後に、法人の都合で取り下げる事例が見受けられるので、協議書の提出に際しては、建設予定地等関係市町村との協議を十分に行い、確実に実施することを法人内で意思決定したものであること。

また、協議書提出後に、法人の都合による設計変更が生じないように、協議書の提出の際には、内容の十分な検討を行うこと。

キ 補助整備後の用途変更については、一定年数が経過し、やむを得ない理由があるものに対し、財産処分の手続を経て認められるものであること。